

2/16(金)



3/15(木)

税の申告が始まります！

市は、本年度から市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

2月16日から市役所ロビーに申告会場を開設

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されます。従って、平成19年度市・道民税は平成18年の収入に対して課税されることとなります。



市役所税務課からのお知らせ

平成19年度の市・道民税の申告および平成18年分の所得税の確定申告の受付が2月16日(金)から始まります。
期間は3月15日(木)までの1カ月間です。申告忘れや誤った申告で、不利益を受けることのないよう必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

開設期間および時間は、2月16日(金)から3月15日(木)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)の午前9時30分から午後5時までです。
なお、前年まで児童会館や文化会館等、市内数カ所に臨時の申告会場を開設しておりましたが、本年度より市役所ロビーに集約いたしましたので、ご留意願います。

市・道民税を申告しなければならぬ方

平成19年1月1日現在、根室市に住所がある方は原則として申告しなければなりません。ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告を行った方
 - ② 平成18年中の所得が給与、または年金のみで年末調整を行った方
- ただし、雑損控除、医療費

控除または寄付金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

申告に必要なもの

申告には、次のものが必要となります。

- ① 印鑑
- ② 収入を証明するもの
- ・ 源泉徴収票または支払者の証明書
- ・ 保険の満期金の収入を証明するもの
- ・ 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- ③ 控除を証明するもの
- ・ 生命保険料、損害保険料などの課税所得控除証明書
- ・ 社会保険料(国民健康保険、介護保険など)の領収書
- ・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(社会保険庁発行)または領収書
- ・ 医療費控除を行う方は医療費に係る領収書

医療費控除を受けられる方

医療費控除は、10万円を超える

えた額(ただし、合計所得金額が200万円以下の方は自分の所得の5%を超えた額)が控除になります。

申告会場には、医療費控除を受けるための所定の様式「医療費の明細書」を用意してありますのでご利用ください。なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりませんのでご注意ください。

【その他のお知らせ】

☆定率減税が廃止されました。
平成11年度から制度化されていた定率減税(個人住民税所得割額の7.5%へ2万円限度)が廃止されました。
☆税源移譲により所得割の税率が改正されました。
「三位一体改革」に伴う税源移譲により、所得の多い少ないに関わらず、市・道民税の所得割の税率が10%(市民税6%、道民税4%)の比例税率に改正されました。

☆満65歳以上の方の非課税措置は廃止されています。
満65歳以上の方で、合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は平成18年度から廃止されています。

ただし、平成17年1月1日